

# 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例のあらまし

## 条例の制定にあたっての考え方（前文）

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切です。このような地域社会を築くために、ともに力を合わせて犯罪のない安全安心まちづくりを進めていく必要があります。

## 条例の目的（第1条）

犯罪のない安全安心まちづくりについて、

- （1）基本理念を定め、
- （2）県、県民及び事業者の責務と自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「地域活動団体」といいます。）の役割を明らかにし、
- （3）県が実施する取組の基本となる事項を定める

ことにより、犯罪のない安全安心まちづくりを推進し、県民の皆様及び本県を訪れる方々が安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会づくりに寄与することを目指します。

## 犯罪のない安全安心まちづくりの定義（第2条）

この条例において「犯罪のない安全安心まちづくり」とは、地域社会における以下の取組をいいます。

- 1 県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」といいます。）が行う  
犯罪の防止のための自主的な活動
- 2 県、市町村、県民等が行う  
犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発や情報の提供等を含みます。）

## 犯罪のない安全安心まちづくりを進めるうえでの基本となる理念（第3条）

犯罪のない安全安心まちづくりは以下の3つの理念に基づいて行われなければなりません。

- 1 自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守るという意識のもとに、県民等による自主的な活動により行われること
- 2 県、市町村、県民等が適切に役割分担をし、連携・協力することによって行われること
- 3 高齢者や子ども等の安全の確保に特に配慮して行われること

## 県、県民、事業者の責務と地域活動団体の役割（第4条～第7条）

犯罪のない安全安心まちづくりを推進するために、それぞれの責務・役割を定めました。

### 〈 県の責務 〉

県は、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組を総合的に実施します。

### 〈 県民の責務 〉

県民の皆様は、犯罪のない安全安心まちづくりについての理解を深め、自らの安全を守るとともに、県や地域活動団体等と協力して、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めてください。

### 〈 事業者の責務 〉

事業者の皆様は、犯罪のない安全安心まちづくりについての理解を深め、店舗、従業員、顧客等の安全を守るとともに、県や地域活動団体等と協力して、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めてください。

### 〈 地域活動団体の役割 〉

自治会や町内会、老人クラブ、婦人会などの地域活動団体は、自らの活動を通じて、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するとともに、県や他の団体等の取組に協力するよう努めてください。

## 県と市町村との連携等（第8条）

犯罪のない安全安心まちづくりを推進するには、地域の実情に最も通じ、県民の皆様身近な自治体である市町村の役割が重要であるため、県と市町村は密接に連携を図っていきます。

## 条例に基づく主な取組

### (1) 条例の内容を具体化するための基本的な取組を行います。

県民が自らの安全を確保し、自主的な活動を行うために、啓発や情報の提供等を行います。

- ・ 防犯意識を高めるための広報その他の啓発活動を行います。(第9条)
- ・ 防犯対策に関する情報や、地域における犯罪の発生状況その他必要な情報の提供等を行います。(第10条)

県民総ぐるみで犯罪のない安全安心まちづくりを進めるための推進体制を整備します。

#### (第11条)

- ・ 防犯活動を行う団体・行政等が情報を交換し、認識を共有しながら、連携して取組を進めるための推進組織を設立します。

県民の自主的な活動に対する支援など、県が行う取組を定める推進計画を策定します。

#### (第12条)

### (2) 県民等による自主的な活動の促進等を行います。

地域で防犯活動を行う団体の活動内容等を公表します。(第13条)

- ・ 地域で防犯活動を行う団体の活動内容等の情報を県民等が共有することができるよう、防犯活動を行う団体から情報の提供を受けて、その公表を行います。

地域で防犯活動を行う団体と自主防災組織との連携を支援します。(第14条)

- ・ 「自らの力で地域を守る」という共通の理念を持つこれらの組織が連携することが、支え合い守り合う地域社会を形成するうえで重要ですので、そのために必要な情報の提供等を行います。

高齢者による自主的な活動への参加を支援します。(第15条)

- ・ 地域活動の重要な担い手である高齢者が、積極的に犯罪のない安全安心まちづくりに参加することができるよう、高齢者とその関係団体に対し、必要な支援を行います。

### (3) 子ども、高齢者等、観光旅行者等の安全の確保等の取組を行います。

学校等、通学路等における児童、生徒、乳幼児等の安全の確保の取組を行います。(第16、17条)

- ・ 学校や通学路等での安全の確保のために配慮すべき施設や設備等に関する指針を策定します。
- ・ 学校等の設置者又は管理者、通学路等の管理者、児童等の保護者、地域住民等は、うえの指針に基づいて児童、生徒、乳幼児等の安全を確保するよう努めてください。

子どもの安全を守る取組を行います。(第18条)

- ・ 県、学校等の設置者又は管理者、県民等は連携して、子どもが正しい規範意識を持つことによって犯罪に巻き込まれることなく健全な生活を営むことができるよう、その育成に努めることとします。

高齢者、障害者、女性、子ども等の防犯上の配慮を要する者の安全を確保するために必要な情報の提供等を行います。(第19条)

観光旅行者その他の本県を訪れる人の安全を確保するために必要な情報の提供等を行います。

#### (第20条)

### (4) 道路、住宅等及び店舗等における防犯への配慮について取組を行います。

犯罪の防止に配慮した道路、住宅等の普及等(第21・22条)

- ・ 犯罪の防止に配慮した道路、住宅等の普及を行うとともに、道路や住宅等での安全の確保のために配慮すべき構造や設備等に関する指針を策定します。
- ・ 道路等の設置者又は管理者、住宅を建築しようとする者、住宅の所有者又は管理者は、うえの指針に基づいて、道路、住宅等が犯罪の防止に配慮した構造、設備を有するよう努めてください。

犯罪の防止に配慮した店舗等の整備(第23条)

- ・ 銀行その他の金融機関及び深夜に営業する小売店舗で事業を営む者は、店舗等が犯罪の防止に配慮した構造や設備等を有するよう、その整備に努めてください。